



17消防第2458号  
平成18年10月25日

経済産業大臣 甘利 明 様

島根県知事 澄田 信義  
(総務部消防防災課)

島根原子力発電所2号機のウラン・プルトニウム混合酸化物  
燃料の使用について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第6条の規定に基づき、平成17年9月12日付けで中国電力株式会社から本県に対し、事前了解願いのあった「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について」は、基本的に了解することとし、別添のとおり中国電力株式会社に回答しましたのでお知らせします。

今後、貴職におかれては、中国電力株式会社からの原子炉設置変更許可申請の安全審査にあたっては、厳格な安全審査を行うとともに、下記事項について適切に措置されるよう強く要望します。

なお、同事前了解願いに対する最終的な回答は、国の安全審査が終了するまで留保し、その結果を確認した上で行うことを申し添えます。

記

1. 中国電力(株)に対する指導・監督を厳正に行い、プルサーマルを含む島根原子力発電所の安全確保に万全を期すこと。
2. 情報公開の推進を図るとともに、プルサーマルの安全性や必要性について、国が前面に出て県民に対し積極的かつわかりやすい広報を行うなど、説明責任を果たすこと。

3. 耐震安全性に対する信頼の一層の向上を図るため、新耐震設計審査指針に基づき、速やかに島根原子力発電所の耐震安全性を確認し、耐震安全性の確保に万全を期すこと。
4. 使用済MOX燃料の再処理及び高レベル放射性廃棄物最終処分場の問題については、早期に解決を図るとともに、核燃料サイクルについて、国民的合意形成に努めること。
5. テロ、原子力防災に備えた危機管理体制の一層の強化を図ること。
6. 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの技術開発及び導入促進に積極的に取り組むこと。